

欧州国際関係の歴史的転換期フェーズII

EU25 カ国体制と“ひとつの欧州”への道程

田中 友義 *Tomoyoshi Tanaka*

駿河台大学経済学部 教授

(財)国際貿易投資研究所 客員研究員

2004年5月1日、アイルランド・ダブリンにおいてEU25カ国首脳らが一堂に会し拡大EUの新たな門出を祝った。EUはマルタ、キプロス（南側のギリシャ系キプロス共和国。以下同じ）を含む中・東欧など10カ国を新たに加盟国として迎え入れて、総人口4億6,000万人、GDP9兆6,000億ユーロと超大国米国の経済規模に比肩する25カ国体制の拡大EUがここに誕生した。

かつて東西の分断に苦しんだ欧州は、EU統合史上5回目となる今回の中・東欧諸国のEU加盟によって冷戦構造体制を最終的に解消することになった。

欧州国際関係は、1980年代末から急激に進展した旧ソ連、中・東欧の社会主義体制の崩壊という歴史的転換期（フェーズI）を経て、第五次EU拡大によって歴史的転換期フェーズIIへと向かうこととなった。

EU25カ国体制はこのエポックメイキングな時代を迎えて、東西欧州の政治的・経済的融合化・一体化を一段と進めて、「平和・安定・繁栄の“ひとつの欧州”」建設の道程へさらに進むことになった。

1. 歴史的転換期フェーズI

(1) ベルリンの壁崩壊 — 欧州分断の終焉

「ヤルタ体制」と称された冷戦構造体制下に置かれていた欧州国際関係は、「ベルリンの壁の崩壊」「ドイツ統一」を経て東西欧州分断の終焉という歴史的転換期を迎え、激しい地殻変動を伴いながら新たな段階へと向かうかに見えた。

1989年秋以来の旧ソ連、中・東欧諸国における激動は、我々の予想をはるかに超える瞬時のうちに、冷戦構造体制を一気に崩壊させてしまった。すでに冷戦構造体制終焉の序奏が始まっていたが、1989年11月9日、冷戦構造体制を象徴していた「ベルリンの壁」がまさに崩壊した瞬間から中・東欧諸国のいわゆる「西欧化あるいは西欧への回帰」がハイスピードで加速化し、一気に社会主義体制国家の崩壊へと突き進んだ。

以下では、これら諸国の政治的民主化と市場経済体制への移行とその後のEU加盟への動きが本格化した1990年代末までを、欧州国際関係の歴史的転換期のフェーズIと規定して、その

時期の大きな動きを考察する。

1990年11月、15年ぶりに開催されたパリにおける全欧州安全保障協力会議(CSCE: Conference on Security and Cooperation in Europe)(注1)首脳会議において調印されたパリ憲章は、「欧州の対立と分断の時代は終焉した。我々の今後の関係は尊敬と協力に基礎を置く」ことを高らかに宣言した。

1993年11月、マーストリヒト条約の発効によってEU(欧州連合)が創設された。当時、EUにとって東西欧州間の政治的・経済的分断の平和的克服というパリ憲章宣言の早期実現に向けて、市場経済化、議会制民主主義を目指す中・東欧諸国との間に、21世紀を視野に入れてどのような国際関係を構築していくかが大きな課題となっていた。

事実、ワルシャワ条約機構(WTO)、コメコン(COMECON、経済相互援助会議)(注2)が1991年7月、6月にそれぞれ解体し、冷戦構造体制下の東西間といった旧来の軍事的、政治的対立や緊張関係があまりにも急激に解消してしまったことから、欧州国際関係の新たな枠組みを構築することが強く求められていたといえよう。

前述の1990年11月のパリ全欧安

保首脳会議において、フランスのミッテラン大統領（当時）は、「政治分断に替わって経済の分断が起これば、新たな危機に直面する」ことを強く警告した。ミッテランは「鉄のカーテン」に替わって「経済格差のカーテン」が、欧州を「豊かな欧州」（西欧）と「貧しい欧州」（旧ソ連、中・東欧）に分断して、再び欧州に新たな緊張が生まれることを危惧した。

すでに、こうした情勢の中で、1989年7月のパリ・アルシュ・サミット（主要国首脳会議）において、先進24カ国による対ポーランド、ハンガリー援助「ファール計画」(PHARE)（注3）が決定され、EUがコーディネーター役としての貢献を強く求められた。さらに旧ソ連、中・東欧諸国の政治民主化と経済再建を支援する欧州復興開発銀行（EBRD: European Bank for Reconstruction and Development）が1991年4月設立されるなど体制整備が急ピッチで進められた。

（2）修復する東西欧州関係 — 脱ソ連化・西欧への回帰

旧ソ連、中・東欧諸国は、ECを1958年の設立当初から東側社会主義体制を封じ込めるNATO（北大西洋

条約機構）の経済機構だと見なしたことから、ECの存在を無視し続ける状態が長い間続いたが、1970年代になると変化の兆しが現れ始めた。

旧ソ連のブレジネフ書記長（当時）はコメコンを通じてECと旧ソ連、中・東欧との間で公式の接触を試み始めた。東西間の緊張緩和（デタント）の進展に伴って、ECとコメコンとの相互承認・外交関係樹立交渉が、1973年8月にコメコン側の働きかけで始まった（注4）。1979年12月の旧ソ連のアフガニスタン侵攻によって交渉が一時中断したのち、1986年6月から外交交渉が再開された。

1988年6月、ECとコメコンは、ルクセンブルクにおいて公式な相互承認・外交関係樹立をうたった「共同宣言」（注5）に署名した。この宣言によって15年間にわたって断続的に続けられてきた困難な交渉がようやくにして結実することになった。ゲンシャー西独外相（当時）は宣言の署名後、「我々は戦後欧州史の新しい章に乗り出した」と、この共同宣言を高く評価した。

当時、旧ソ連のゴルバチョフ書記長（当時）は、西側との経済的な相互依存関係の緊密化と東西間の政治的緊張

緩和による平和共存路線を展開中であった。

経済的には、ゴルバチョフは1970年代後半から破綻に瀕していた自国の指令型中央計画経済の「ペレストロイカ（改革）」によって、経済再建の實質的な成果を自国民に示す必要があった。

また、政治的には、ゴルバチョフが「グラスノスチ（情報公開）」による政治改革の推進や社会主義国家間の関係を規定する基本原理である「主権制限論」あるいは「ブレジネフ・ドクトリン」（注6）を放棄したことが、旧ソ連の「脱東欧化」ないしは中・東欧諸国の「脱ソ連化」への道筋をつけたといえよう。

事実、ゴルバチョフは、1988年の国連総会で、国民が自らの政治社会システムを自由に選ぶ権利があると演説し、「ブレジネフ・ドクトリン」を事実上放棄していた。また、ゴルバチョフは、中・東欧諸国での経済改革のみならず、政治改革を容認する方向へ傾いていた。

こうしたゴルバチョフの「新思考外交」や「欧州共通の家」（注7）構想は、旧ソ連、中・東欧諸国の「西欧化ないし西欧への回帰」へ向けての奔流を勢

いづかせる要因となったと考えられる。中・東欧諸国はECとの経済・貿易関係の緊密化を通して国内経済の再建と市場経済への移行を図ろうとする動きを強めた。

(3) 連合協定の締結 — EU加盟への道程

1990年4月のダブリン欧州理事会（EC首脳会議）は、ドイツ統一とそれに伴う旧東独のEC編入を正式に決定するとともに、EC加盟を強く望んでいた中・東欧諸国と連合協定（Treaty of Association）を締結する方針を承認した。連合協定は、将来のEU加盟を前提としたものであったが、中・東欧諸国がEU加盟国として政治的、経済的な責務を果たせることが条件となっている。

1991年12月、ECはポーランド、ハンガリー、チェコスロヴァキアの中欧3カ国との間で、それぞれ連合協定を締結した。また、チェコスロヴァキアとの連合協定は、チェコとスロヴァキアの分離独立に伴って再交渉となり、それぞれ1993年10月の協定調印となった。その間、1993年2月にはルーマニアとの間、1993年3月にはブルガリアとの間でも連合協定がそ

れぞれ締結され、バルカン半島でもEUとの絆が深まった。その後これら諸国からは1994年3月のハンガリー、同年4月のポーランドを皮切りにEU加盟申請が相次いだ。

1993年6月、コペンハーゲン欧州理事会は、経済的・政治的条件(注8)を満足させることを前提にハンガリー、チェコ、スロヴァキア、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア6カ国の将来のEU加盟を認めることに合意した。ここに中・東欧諸国のEU加盟へ向けた道程が大きく開かれた。

1997年7月、欧州委員会は、2000年以降のEUの課題をまとめた1,300頁に及ぶ報告書「アジェンダ2000」(注9)を発表、ポーランド、ハンガリーなど5カ国との加盟交渉開始を勧告したが、他方、ブルガリアなど5カ国については交渉開始の勧告を見送った。その後、1997年12月のルクセンブルク欧州理事会の合意に基づいて、まず1998年3月、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロヴェニア、エストニアの中・東欧5カ国、キプロス、マルタとの加盟交渉が開始された後、1999年10月からはルーマニア、スロヴァキア、ラトヴィア、ブルガリア、リトアニアの5カ国との交

渉が開始された。

2002年12月、コペンハーゲン欧州理事会がルーマニア、ブルガリアを除く10カ国との加盟交渉の終了を宣言した。2003年4月のアテネでの加盟条約の署名を経ていよいよ2004年5月1日から拡大EU25国体制がスタートし、欧州国際関係は新たな転換期フェーズIIに向かうこととなったのである。

(4) ポスト冷戦のNATO — 東方拡大と26カ国体制

他方、ワルシャワ条約機構の崩壊という状況を背景にして、1991年11月ローマで開催されたNATO首脳会議は、ロシア・中・東欧との協力を前提とした新たな基本戦略を決定し、冷戦終焉後の欧州における安全保障体制のエポックメイキングな転換となったとみられる(注10)。

その前1990年7月のロンドンNATO首脳会議の共同宣言は、NATOが東側に対する軍事的脅威はないことを印象付けるものであった。これら一連の首脳会談を契機にして、中・東欧諸国首脳らは旧ソ連崩壊後のNATOの東方拡大を強く求め始めたのである。

NATO の拡大は 1947 年の創設以後、3 回にわたって繰り返されて行われてきた。第 1 次拡大は 1952 年のトルコ、ギリシャであり、これら両国が旧ソ連の勢力下に置かれることを封じることが目的とするものであった。第 2 次拡大は、旧西独の NATO 加盟であり、同国の加盟は欧州防衛のための軍事戦略上の目的を持っていた。その後の第 3 次拡大はスペインの NATO 組み入れであり、同国における民主主義制度を促すことを目的とする、かなり政治的な色彩が強いものであった(注 11)。

旧ワルシャワ条約機構のメンバーであった中・東欧諸国がかつて軍事的に鋭く敵対した NATO に急いで加盟したい理由は何か。

それは、潜在的な軍事的脅威であるロシアに備えるために集団安全保障機構である NATO に依存する側面に加えて、スペインのケースに類似する政治的側面があることが考えられる。

中・東欧諸国は NATO が民主主義、法の支配、人権などの尊重と保護を保証し、近隣諸国との民族問題解決を促進してくれるとの強い期待を持ったことで(注 12)、NATO 加盟によって西欧への回帰・東西欧州の一体化が一層

可能と見なしたからであろう。

1999 年 3 月、ポーランド、チェコ、ハンガリー 3 カ国は NATO に加盟し、NATO の東方拡大が始まった。2004 年 5 月の EU 東方拡大を目前にした同年 3 月、エストニア、ラトヴィア、リトアニア、スロヴァキア、スロヴェニア、ブルガリア、ルーマニアの 7 カ国が NATO 加盟入りを果たし、NATO 26 カ国体制がスタートした。ポスト冷戦の欧州における安全保障体制の一体化にひとつの区切りがついたことになる。

ただし、イラクへの軍事介入めぐる米欧対立が、NATO 加盟国間や拡大 EU 加盟国間において、「新しい欧州」と「古い欧州」という亀裂を生じさせたが、その後遺症が完全に癒されたわけではなく、この問題が今後東西欧州間の政治的・経済的一体化や拡大 EU の将来にどのように作用していくのか今のところ不透明である。

2. 歴史的転換期フェーズ II

(1) 25 カ国体制 — 不可分の欧州

2002 年 12 月のコペンハーゲン欧州理事会は、「共通の価値観に立ち、市場経済を原則とする不可分の欧州が誕

生する」と、EU 東方拡大の歴史的意義を強調した。

EU は、1950 年代から始まる 50 年余りの統合史を通じて絶えず拡大を繰り返してきたが、10 カ国もの多数の国がビッグ・バン方式で加盟するのは、稀有なことである。そして、EU の国境が旧ソ連領域と接するという、歴史的転換期フェーズ I 期には想像さえできなかったことが、今や現実となったのである。

この「不可分の欧州」の新しい現実 は東西欧州間に厳然として存在する経済的格差を強く認識させるものである。

第五次 EU 東方拡大の特徴は、これまでの 4 次の EU 拡大と比較すると、新規加盟 10 カ国の経済水準が、EU 現加盟 15 カ国と比較して、きわめて低いということである。現加盟国と新規加盟国との経済格差は歴然としている。そこに多くの問題が提起されているといえる。このように大きな格差を解消するためには、共通農業政策 (CAP)、構造基金など EU 財政からの巨額の資金移転が必要とされている。

したがって、この大きな経済格差を可能なかぎり早期に解消していく努力が拡大 EU に求められているが、既得

権益を死守しようとする現加盟国と大幅な補助金を期待する新規加盟国の間でどのように利害を調整するのか、あるいは最大の資金拠出国であるドイツのように大幅な負担増に警戒を強める国の反対をどのように抑え込むのか、解決の難しい問題が山積している。

今回の拡大効果については、欧州委員会や在欧の研究機関が様々な調査結果を発表しているが、それらの結果の共通点は、利益がコストを上回ることと、現加盟国よりも新規加盟国の方が享受する利益が大きいのということである。そこに中・東欧諸国の大きな希望が託されているのである。

欧州委員会は、EU 拡大による利益として、欧州における平和、安定、繁栄圏が拡大し、全ての欧州市民の安全保障が強化されることを挙げている。新規加盟国が環境保護、犯罪・麻薬・不法移民の撲滅に関する EU 政策を採択するにしたがって、欧州全域で市民生活の一層の質的向上が期待できるし、欧州は文化的多様性、知識交流、相互理解の増進を通じて豊かになることができる。また、EU の拡大は国際社会における役割を強化することができることを強調している (注 13)。以上は拙稿「拡大 EU とビジネス環境の

変化 -- 拡大の経済的効果と日本企業への影響」(季刊『国際貿易と投資』2004年春号 No.55、69～88ページ)のなかで詳しく説明している。

(2) 経済の融合・統合化 — 市場経済体制への移行

1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会が合意したEU加盟のための経済的条件は「機能する市場経済の存在と同様に(欧州)連合内で競争の圧力や市場の力に対応できる能力を持つ」ことを規定している(注14)。

新規加盟国と欧州委員会との間で31分野のEUの“アキ・コミュニテール”(EU法全体から派生する権利と義務の総体)の受け入れについて交渉が行われて最終的に合意に達した。その意味するところは、新規加盟国が2004年5月1日の加盟初日からEUの“アキ”を受け入れて遵守する義務を負うことである。このことによって、25カ国経済の融合・統合化が制度的にも実態的にも進展することが期待されるのである。

他方、ソ連崩壊後、新規加盟国は経済改革や社会政策の見直しに取り組み、EU加盟後の域内市場の競争圧力に対応できる能力を強化することに務

めてきた。

1980年代末以降の体制転換の進捗によって、EU、G24、EBRDなどのマルチ・ベースや二国間ベースでの様々なレベルの公的経済支援が行われてきた。また、これらの動きと並行して、EU企業による中・東欧諸国との貿易取引や対外直接投資が活発化し、新規加盟国の経済発展に大きく貢献した。

中・東欧諸国のEU加盟以前から、経済の融合・統合化は、EU企業などによる拡大EU戦略の展開によって実態面で大きく進展しているとみられる。その背景として、体制転換後10年余りを経て、中・東欧諸国の市場経済化が大きく進展したことが考えられる。

EBRDの2002年度の「トランジション・レポート(市場経済移行報告書)」(注15)によると、ハンガリー、ポーランド、チェコ、エストニアの市場経済化はかなり進展しているが、ルーマニア、ブルガリアでは遅れが目立っているとみられる。市場経済化のひとつ目安となるGDPに占める民間部門の比率では、ハンガリー、チェコ、スロヴァキア、エストニアが高水準にあるのに対して、ルーマニア、スロヴ

ェニアは低水準にとどまる。

市場経済化が最も進展しているのは、市場経済化の第1段階に改革に着手した小規模国営企業の民営化や貿易・外国為替制度などの分野であり、これらの分野の市場経済化はほぼ先進諸国並みと評価されている。外資導入による大規模国営企業の民営化も積極的に進められた。

しかし、銀行改革・金利自由化については、銀行部門の改革が進展し、金利も自由化されているものの、BIS（国際決済銀行）基準の銀行・金融制度にはまだ到達していないと評価されている。外資を呼び込むためにも、これら分野における市場経済化の一層の進展が望ましい。

市場経済化がまだ遅れている分野は、第2段階の改革のインフラ改革、証券市場・ノンバンク金融機関であるが、特に遅れているのは競争政策、企業統治・リストラや第1段階改革である価格の自由化の分野である。

(3) EU25 カ国体制 — 独仏英（トロイカ）主導

かつて、ドイツのコール首相（当時）はEU 東方拡大に積極的であった。ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロ

ヴァキアのEU 加盟の道を早期に開くべきだと主張していた。オーストリアを含めて中・東欧諸国は伝統的にドイツとの歴史的、文化的、経済的関係がきわめて強かったし、現在も変わることはない。

ドイツにとって「ヨーロッパ」とは歴史的・文化的に「中・東欧」を意味し、フランスにとってそれが「西欧」であるという、両国の地理的認識の相違あるいは地政学的戦略の相違もEUの「拡大」に対する独仏関係を理解する場合不可欠な要素であろう（注16）。EUの東方拡大は、中欧（ミッテルオイローパ）を中心としたドイツの政治的・経済的覇権を事実上形成する動きを意味するからである。

これに対して、戦後、第五共和制のドゴールの時代から一貫して「パリ・ボン枢軸」を背景にして欧州統合を推進、EUの政策決定を常にリードしてきたフランスは、EUの「拡大」よりも「深化」（通貨統合）を最優先することを主張してきた。

これは、フランスが、分断国家の統一によって経済的・政治的影響力を飛躍的に強めたドイツをEUの枠組みの中に封じ込め、EUのみならず中・東欧地域におけるドイツの政治的、経済

的覇権を可能な限り抑止しようという思惑があったからである。

EU 拡大は、確かに超大国米国に対して欧州あるいはフランス自身を政治的・経済的に強化することにつながり、また対外的プレゼンスを一段と高めるものと見なされる一方、拡大 EU 内でのフランスの相対的な地位の低下をもたらし、ドイツとの立場の逆転が生ずるというジレンマがある。こうしたコンテキストから、EU の「拡大」は、欧州国際関係のみならず、フランス国内政治にも一石を投じることとなる(注 17)。

ところで、英国にとって、EU の「拡大」はいかなる意味を持つのだろうか。

サッチャー首相(当時)は東西欧州におけるドイツの経済的・政治的覇権の追求には、フランスと同様に強く反対し、ドイツの動きを牽制する立場にあったが、EU の東方拡大にはドイツとは違う立場で従来から積極的な姿勢を示してきた。

もともと英国は、あまりにも仏独の「パリ・ボン枢軸」主導で進められる EU の経済・政治統合には国家主権が損なわれるとして、強く反対してきた。EU の東方拡大によって EU の「連邦

化」が阻止でき、英国の国益を守れると見たわけである。ブレア首相の立場も前保守政権とは多少のニュアンスの違いはあってもあまり変わらない。ブレアは今回の EU 拡大を機に「欧州で指導的な役割を果たす」ことを狙っている。

1980 年代以降、ミッテラン、コール両首脳は「パリ・ボン枢軸」の協調を深めて EU 統合を主導してきた。1990 年代後半以降、ドイツではコールの保守・中道右派からシュレーダーの社民・中道左派へ、フランスもミッテランの社会・中道左派からシラクの保守・中道右派へと政権が交代し、さらに両国首脳の世代交代が大きく進んだことから「パリ・ベルリン枢軸」に軋みが目立つようになった。

前述したように、EU の東方拡大で欧州の重心が東へ移ることになり、欧州の地政学上の中心はドイツに移ることは間違いない。シラク・シュレーダーの「パリ・ベルリン枢軸」は一時決裂が危惧されたが、最近急速に両者は接近している。そこには、今後の EU 25 国体制内での主導権確保に双方の思惑が一致したからであろう。

さらに、2003 年のイラク戦争後は、独仏に英国が急接近するなど、3 国首

脳の緊密な協調関係が注目を引く。ロンドン・エコノミスト誌は「独仏英の三角関係」と題する記事の中で、「パリ・ベルリン枢軸」では統率できなくなったことに気づいた仏独が、英国を加えた3カ国でEU25カ国体制を主導しようとする傾向が明確に出てきていると指摘している(注18)。

2004年2月のベルリン3国首脳会議はシラク・シュレーダー・ブレア3首脳の「パリ・ベルリン・ロンドン枢軸」(このように呼ぶのは時期尚早かもしれないが)の協調ぶりをクローズアップした。これに対してイタリア、スペインなどの他の中小国が3大国(トロイカ)のEU支配に警戒感を強めている(注19)。50年に及ぶEU統合の歴史の中で仏独 vs 英という覇権争いを繰り返してきた3国の協調路線への転換が今後さらに進めば、拡大EUは新しい局面を迎えるかもしれない。

3. おわりに -- 欧州はどこへ向かうのか (QUO VADIS EUROPA?)

EUはこのように「拡大」と「深化」する中で、今や25カ国までに拡大し

たが、「ひとつの欧州」を目指して、統合をどのように進めて、最終的にどのような国家形態になるのか。すなわち欧州は「欧州連邦」をめざすのか、それとも各国が多くの主権を持つ「国家連合」にとどまるのか。

まず、第1は、欧州統合の最終形態である。フィッシャー独外相の構想「欧州連邦」とジョスパン前仏首相構想「国民国家から成る連邦」の2つの構想を軸にして模索されるであろう。

第2は、今後の欧州統合はいわゆる「先行統合」の傾向を強めながら進められるであろう。「ハードコア欧州 (hardcore Europe)」と呼ばれる先行グループが統合を一段と加速させると考えられる。欧州が「中心」グループと「周辺」グループとに分断されることが予想される。

第3は、「国民国家からなる連邦」は、EU(連邦)が排他的権限を持つ政策分野、EUと加盟国が共管する政策分野、加盟国が所管する政策分野が明確に規定されて、「補完性原則」(権限の分担)にしたがって一段と管理・運営されていくことになるだろう。

第4は、欧州憲法が制定される可能性が高まったことである。欧州の大部分の国家をカバーする憲法的条約が

制定されることはまさに画期的なことであろう。

この節に関しては、拙稿「欧州はどこへ行くのか(QUO VADIS EUROPA)

-- 欧州統合構想と新たな欧州像の模索」(季刊『国際貿易と投資』2003年秋号 No.53、75 ~ 100 ページ)と拙稿「欧州のかたち(将来像)は『連邦』か『連合』か -- 欧州統合の最終形態をめぐる議論」(季刊『国際貿易と投資』2003年春号 No.51、19 ~ 32 ページ)を一読願いたい。

(注1) 1975年7月、フィンランド・ヘルシンキでアルバニアを除く全欧州諸国と米国、カナダを加えた35カ国首脳が会合し、欧州の緊張緩和と相互安全保障、とくに東西欧州の国境不可侵を約した「ヘルシンキ宣言」を採択した。1995年1月から常設化の一環として名称を会議から機構へと変更した(OSCE; Organization for Security and Cooperation in Europe)。

(注2) WTOは1955年5月、当時のソ連・東欧社会主義国諸国によって結成された集団安全保障機構。1989年の東欧革命によってWTOは存在理由を失い、1991年7月効力を停止した。COMECONは、正式には経済相互援助会議(CMEA)のこと。1949年1月設立されたソ連・東欧社会主義国諸国間の国際経済協力機構。1989年の東欧革命と東ドイツの消滅によって、COMECONは存在理由を失い、1991年6月に解体された。

(注3)「ファール計画」(PHARE: Poland and

Hungary; Assistance for Restructuring of Economy)は、1989年12月と1990年2月の先進24カ国(G24)閣僚会議において、民主化途上にあるその他の中欧・東欧諸国へも拡大することが決定された。

(注4) コメコンのファディーエフ事務局長(旧ソ連)は、コペンハーゲンを訪問、EC閣僚理事会議長ノエルガード(デンマーク欧州相)と会談し、コメコン、EC両統合体の接触の緊密化と両者間の協定締結の可能性を検討する交渉代表団の設置について非公式な提案を行った。

(注5)「共同宣言」は、公式外交関係の樹立、共通関心分野での協力推進、協力分野、協力の形式、方式についての今後の話し合いなどを盛り込んでいる。具体的な共通関心分野として、環境保護、運輸、技術基準、科学技術、エネルギー、原子力発電、統計、経済見通しなどである。交渉が最も難航した西ベルリン問題については、「共同宣言が適用されるのは、ローマ条約(EEC条約)が適用される領土」という表現で、旧ベルリンを事実上含めている。

(注6) プレジネフ・ソ連共産党書記長および当時のソ連指導部の外交ドクトリン。1968年11月明らかにされた「制限主権論」は、各社会主義加盟国の主権が絶対的なものではなく、社会主義共同体加盟国の政治的危機の際には、武力介入も正当化され得るとしている。ブレジネフ・ドクトリンは、1988年3月、ゴルバチョフ共産党書記長のユーゴスラビア訪問中に発表されたソ連・ユーゴ共同宣言(新ベオグラード宣言)の中で放棄することが初めて公式に表明された。また、1989年7月、ゴルバチョフは

- 欧州議会においても同様の声明を行っている。
- (注7) ゴルバチョフが1987年2月、国際フォーラム「核のない世界と人類の生存のために」において行った演説で明らかにしたテーゼである。この新思考外交のうち、特に欧州政策を指す。EC統合などの進展がベレストロイカを促進するなか、ゴルバチョフは西欧との和解、東欧改革を奨励した。1987年4月チェコスロヴァキア・ソ連友好集会の演説の中で提唱した。
- (注8) 加盟基準
- (1) アムステルダム条約第49条は「欧州の全ての国は(欧州)連合の加盟国となるよう申請することができる。」「加盟の条件および加盟にともなう本条約の修正は、加盟国と申請国との協定の対象とする」と規定している。
- (2) 加盟基準(コペンハーゲン・クライテリア、1993年6月コペンハーゲン欧州理事会)
- 申請国が、民主主義、法の支配、人権、少数者の尊重と保護を保証する諸機関が安定したレベルに達していること(政治的条件)
- 機能する市場経済の存在と同様に、(欧州)連合内で競争の圧力や市場の力に対応できる能力を持つこと(経済的条件)
- 政治・経済・通貨同盟の目標に対する支持を含めて加盟のメンバーシップの義務を受け入れる能力を持っていること(その他の条件)。
- (3) アムステルダム条約(第6条、第49

条)

- (欧州)連合が、自由、民主主義、人権および基本権の尊重、に依拠する」(第6条)
- 「6条に記載された諸原則を尊重する、欧州の全ての国が(欧州)連合のメンバーになるよう申請することができる」(第49条)
- (注9) European Commission, Agenda 2000; For a stronger and wider Union, Bulletin of the European Union, supplement 5/97, 1997
- (注10) 渡邊啓貴編『ヨーロッパ国際関係史 繁栄と凋落、そして再生』(2002年、有斐閣) 268ページ。
- (注11) 渡邊(2002)、前掲書、286ページ。
- (注12) 渡邊(2002)、前掲書、288ページ。
- (注13) <http://europa.eu.int/comm/enlargement/arguments/>
- (注14) (注8)の(2)加盟基準(コペンハーゲン・クライテリア)を参照のこと。
- (注15) EBRD: Transition Report 2002
- (注16) 坂井一成編『ヨーロッパ統合の国際関係』(2003年、芦書房) 52～53ページ。
- (注17) 坂井(2003)、前掲書、56ページ。
- (注18) “Ménage à trios”, The Economist (February 21 - 27, 2004) pp 48～49
- (注19) 読売新聞 2004.2.18、日本経済新聞 2004.2.19、朝日新聞 2004.2.19、産経新聞 2004.2.20、Le Monde (19 Février 2004)、International Herald Tribune (February 19, 2004)